

国民健康保険のお知らせ

「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を郵送します

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、お持ちでない方には「資格確認書」を7月下旬に送付します。今お持ちの保険証、資格情報のお知らせ(70歳以上の方)、資格確認書は、8月以降は使用できませんので注意してください。

高齢受給者証について

今回から高齢受給者証の交付はありません。マイナ保険証をお持ちの場合はマイナ保険証、お持ちでない場合は7月下旬にお送りする一部負担金割合の記載された資格確認書を医療機関などに提示してください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

7月7日(月)以降に申請してください。マイナ保険証を利用している場合は申請不要です。ただし、所得区分が「オ」または「低所得Ⅱ」の方で過去1年間に入院日数が90日を超える場合、マイナ保険証を利用していても申請が必要となります。

▶対象

▷限度額適用認定証

次のどちらかに該当している方

○市民税課税世帯の中で、70歳未満の方(納期限到来の国保税を完納している世帯)

○70歳以上75歳未満で負担割合3割負担かつ課税所得が690万円未満の方

▷限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主および国保被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方(70歳未満の場合は、納期限到来の国保税を完納している世帯)

▶申請に必要なもの

▷身分証明書(マイナンバーカードなど)

▷過去1年間に入院日数が90日を超える方は、90日を超えたこと分かる書類(医療機関の発行する入院期間証明書や領収書など)

有効期限の記載された特定疾病療養受療証をお持ちの方へ

8月1日から有効の新しい特定疾病受療証を7月下旬に送付します。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061 または各振興局市民福祉課

後期高齢者医療制度のお知らせ

「資格確認書」を郵送します

7月中旬に新しい「資格確認書」を被保険者全員に送付します。今お持ちの保険証、資格確認書は、8月以降使用できません。8月1日以降の受診の際には新しい資格確認書またはマイナ保険証を医療機関などの窓口で提示してください。

任意記載事項(限度区分)の併記申請

医療機関などの窓口へ任意記載事項(限度区分)が併記された資格確認書を提示するか、マイナ保険証を提示してオンライン資格確認を受けることにより、医療機関ごとの1カ月間の窓口での支払額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります。

自己負担限度額区分を併記した資格確認書の交付を新たに希望される場合は、市役所に申請してください。

○申請に必要なもの

- ・身分証明書(マイナンバーカードなど)
- ・資格確認書

7月中旬に保険料額を通知

令和7年度の保険料額は、7月中旬に送付予定の保険料額決定通知書でお知らせします。

年間の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

《問合せ》国保・年金課 ☎21-9061 または各振興局市民福祉課、兵庫県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021

納付が困難なときは早めに相談してください

国民年金の免除・納付猶予制度

国民年金は、20歳から60歳になるまで加入して保険料を納めることになっています。

しかし、収入の減少や失業などで保険料の納付が困難な場合、納付が免除される「申請免除」や納付が猶予される「納付猶予」の制度があります。

《問合せ》 国保・年金課 ☎21-9061 または 各振興局市民福祉課

7月から令和7年度分の受付を開始します

申請免除・納付猶予制度

▶対象者

失業・倒産・収入が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な方(本人・配偶者・世帯主それぞれの該当年度の前年所得の審査あり)

▶申請方法

国保・年金課または各振興局市民福祉課にある申請書に記入して提出してください。

▶持参物

マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの(失業などによる申請は「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格者証」などの写しを添付)

▶その他

免除の判定は所得で審査されますので、所得申告をしてください。

申請月の2年1カ月前の月分にさかのぼって免除申請をすることができます。失業など保険料を納付することが経済的に困難で、未納期間のある方は、早めに申請してください。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、スマホなどでマイナポータルを利用した電子申請ができます。詳しくは市ホームページで確認してください。

市ホームページ▶



免除・猶予を受けた期間は追納できます

10年以内であればさかのぼって納付(追納)でき、納付した月分は、年金額に反映されます。ただし、免除・猶予の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過した期間に応じた額が加算されます。

納付状況		納付	申請免除 (全額・一部)	納付 猶予	未納
年金の種類					
障害・遺族基礎年金	納付要件を満たす納付済等期間となるか	○	○(注1)	○	×
	年金額に反映されるか	○	○(注1 2)	×	×

(注1) 一部免除は、一部納付保険料を納付していることが必要です。

(注2) 全額・一部免除を受けた期間は定額納付と比べて老齢基礎年金額は減額されます。

豊岡年金事務所からのお知らせ

▶受付時間(通常)

平日の午前8時30分～午後5時15分

▶時間延長日

週初の開所日の午後5時15分～7時

▶週末相談日

第2土曜日の午前9時30分～午後4時

▶持参物

▷マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるもの

▷本人確認書類

▶その他

代理者のときは、対象者の基礎年金番号通知書など基礎年金番号の分かるものの他に、委任状と代理者の本人確認ができる運転免許証などが必要です。

《問合せ》

日本年金機構豊岡年金事務所 ☎22-0948